

習志野市教育委員会会議録
(平成18年第3回定例会)

- 1 期 日 平成18年3月22日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後5時20分
閉会時刻 午後5時55分
- 2 出席委員 委員長 吉 村 博 与
委員 栗 原 伸 夫
委員 青 木 克 己
委員 松 盛 弘
- 3 出席職員 副教育長 西 原 民 義
教育総務部長 小 滝 益 夫
学校教育部長 由 比 夕 濱 勤
生涯学習部長 小 林 伸 二
学校教育部参事 大 和 田 泰 雄
学校教育部参事 渡 辺 伸 治
教育総務部次長 志 村 豊
学校教育部次長 柴 田 史 香
生涯学習部次長 高 山 幸 男
教育総務部副技監 鈴 木 知 行
学校教育部副参事 山 崎 敏 雄
学校教育部副参事 鶴 岡 智
生涯学習部副参事 奥 平 純 一
学校教育課長 大 友 秀 雄
指導課長 倉 光 正 力
生涯スポーツ課長 三 村 秀 則
青少年課長 吉 田 信 博
青少年センター所長 小 柳 茂
教育総務部・学校教育部主幹 野 中 良 範
学校教育部主幹 鈴 木 博
生涯学習部主幹 高 柳 英 昭
生涯学習部主幹 及 川 隆 志

4 会議内容

委員長が

平成18年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言。

委員長が

議案第21号及び議案第22号について、追加議案とし、会議規則第15条の規定により、非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、議案第21号と議案第22号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成18年第2回定例会、第1回臨時会及び第2回臨時会の会議録について承認を求め、それぞれ全員異議なく承認された。

議案第14号 習志野市立こども園の開園に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
(学校教育課)

教育総務部主幹・学校教育部主幹が

習志野市立こども園の開園に伴い、6つの規則を一括して改正するものである。習志野市立幼稚園管理規則中の東習志野幼稚園の幼児の定員を削除。習志野市教育委員会公印規則で定めている東習志野幼稚園の公印を削除し、東習志野こども園の公印を追加。習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則にこども園の教育委員会の権限に属する部分について規定。習志野市立小・中学校及び幼稚園通学・通園区域に関する規則で定めている東習志野幼稚園の記載を削除し、東習志野こども園について記載。習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則にこども園の勤務時間等を規定。習志野市総合教育センター管理規則中の保育又は教育の一貫として、プラネタリウムを使用することに関して、こども園を新たに対象とするものである、と概要を説明。

委員が

東習志野幼稚園の定員175人を削除した理由は何か、と質問。

教育総務部主幹・学校教育部主幹が

習志野市立こども園の管理に関する規則の中で規定したので削除したものである、と回答。

委員が

幼稚園職員の勤務時間の割振りを改正しているが、幼稚園教諭と保育所職員の勤務時間等と同じなのか、と質問。

教育総務部主幹・学校教育部主幹が

幼稚園は土曜日、日曜日が休みだが、こども園に勤務する職員は、日曜日、月3日の土曜日と平日の1日が休みであり、ローテーションを組んで、休みをとることになる。これは、保育所の職員の勤務形態に合わせたものである、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第15号 習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

教育総務部主幹・学校教育部主幹が

習志野市立こども園の開園に伴い、新たにこども園を本訓令に定めるものである。また、幼稚園については職員数が少ないため、グループ制により統括安全衛生管理者を置いているが、東習志野こども園については職員数が多いため、単独で安全衛生管理者を置くものである、と概要を説明。

委員が

従来、幼稚園と保育所では健康診断の日が違ったりするが、子ども達の健康管理はどのようにするのか、と質問。

学校教育課副参事が

健康診断については、乳児は年3回、幼児は年2回を予定しており、幼稚園児・保育園児合同で診察を行う予定だが、人数の関係で2日に分けて実施することを考えている、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第16号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
(企画管理課)

教育総務部次長が

教職員住宅が廃止されることに伴い、教育長の専決事項及び学校教育課の事務分掌から、その事務を削除、特殊教育から特別支援教育への転換に伴い、指導課の事務分掌の特殊教育を特別支援教育に改正、高校総体の終了に伴い、生涯スポーツ課の事務分掌からその事務を削除しようとするものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第17号 習志野市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
(指導課)

指導課長が

時代のニーズに対応するため、従来の特教育から幅広い特別支援教育への転換に伴い、特教育担当課を特別支援教育担当課に改正するものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第18号 習志野市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について (学校教育課)

議案第19号 習志野市教職員住宅入居者選考委員会規程を廃止する訓令の制定について

(学校教育課)

学校教育課長が

議案第18号及び議案19号は関連があるので、一括して概要を説明。

教職員住宅については、習志野市教職員の人材確保のため厚生施設として提供してきたが、近年の入居者の減少により廃止するものであり、関係する規則及び訓令を廃止しようとするものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第18号及び議案第19号はそれぞれ、全員賛成で原案どおり可決された。

議案第20号 習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

学校教育課長が

千葉県人事委員会規則である職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、県費負担教員の看護休暇の手続きについて改正するものである。これは、職員が看護休暇を取得しやすいよ

うに、また、看護する実情に合わせて取得できるように手続きを簡素化するものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成18年4月26日（水）午後3時に決定された。

<議案第21号及び議案第22号は非公開>

議案第21号 習志野市教育委員会7級以上の職員の任免について (企画管理課)

教育総務部次長が概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第21号は原案どおり可決された。

議案第22号 習志野市立高等学校の校長の任免について (学校教育課)

教育総務部次長が概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された。